

# 第6期第5回 横浜市子ども・子育て会議〔青少年部会〕

日時：令和6年7月26日（金）10:00～12:00

開催方法：Zoomによるオンライン開催

## 議事次第

入室（資料確認）

1 開会

2 青少年部長挨拶

3 事務局挨拶

4 議事

（1）第2期横浜市子ども・子育て支援事業計画の点検・評価について（令和5年度分）

5 報告事項

（1）令和6年度青少年育成課事業について

（2）「横浜市こども・子育て基本条例」の制定について

（3）その他

6 閉会

・事務連絡

〔配付資料〕

- ・議事次第
- ・資料1 横浜市子ども・子育て会議青少年部会 委員名簿
- ・資料2 横浜市子ども・子育て会議青少年部会 事務局名簿
- ・資料3 第2期横浜市子ども・子育て支援事業点検・評価について
- ・資料4 令和6年度青少年育成課事業（事業概要抜粋）
- ・資料5 横浜市こども・子育て基本条例の制定
- ・資料6 横浜市子ども・子育て会議条例
- ・資料7 横浜市子ども・子育て会議運営要綱

〔参考資料〕

- ・記者発表資料 「横浜青年館 M-base 南区青少年の地域活動拠点」  
リニューアルオープン イベントを開催します
- ・記者発表資料 「居たい」「行きたい」「やってみたい」  
こどもの居場所づくりのワークショップを開催します！

第6期 横浜市子ども・子育て会議 青少年部会  
委員名簿

【敬称略 50音順】

任期:令和4年11月1日～令和6年10月31日

	所属・役職 等	氏名
1	横浜市PTA連絡協議会 副会長	くらね みほ 倉根 美帆
2	特定非営利活動法人 アンガージュマン・よこすか 理事長	しまだ のりたか 島田 徳隆
3	立教大学 コミュニティ福祉学部 特任教授	つとみ ひろし 津富 宏
4	駒澤大学 総合教育研究部 教授	はぎわら けんじろう 萩原 建次郎
5	横浜市立中学校長会(市場中学校 校長)	ひらもり よしのり 平森 義教
6	横浜市青少年指導員連絡協議会 会長	へんみ しんいち 辺見 伸一
7	横浜市立大学 大学院 都市社会文化研究科 教授	みわ のりえ 三輪 律江
8	神奈川県弁護士会	やお きとし 矢尾 寛史
9	横浜市民生委員児童委員協議会 理事	やなだ りえこ 梁田 理恵子
10	横浜市立高等学校長会(横浜総合高等学校 校長)	よこた たかゆき 横田 孝行

## 横浜市子ども・子育て会議 青少年部会 事務局名簿

所 属 ・ 役 職	氏 名
青少年部長	<small>たぐち</small> 田 口 <small>かなえ</small> 香 苗
青少年育成課長	<small>もりわき</small> 森 脇 <small>みやこ</small> 美 也 子
青少年相談センター所長	<small>やまさき</small> 山 崎 <small>みなこ</small> 三 七 子
青少年育成課担当係長	<small>さいとう</small> 斉 藤 <small>たけし</small> 健
青少年育成課担当係長	<small>なす</small> 那 須 <small>こうじ</small> 康 二
青少年育成課担当係長	<small>いしまる</small> 石 丸 <small>まさや</small> 雅 也
青少年相談センター副所長	<small>おおつ</small> 大 津 <small>さえこ</small> 草 絵 子
青少年相談センター相談支援担当係長	<small>はぎわら</small> 萩 原 <small>としかず</small> 敏 一
企画調整課長	<small>かきぬま</small> 柿 沼 <small>ちひろ</small> 千 尋
企画調整課担当係長	<small>いくの</small> 生 野 <small>もと やす</small> 元 康

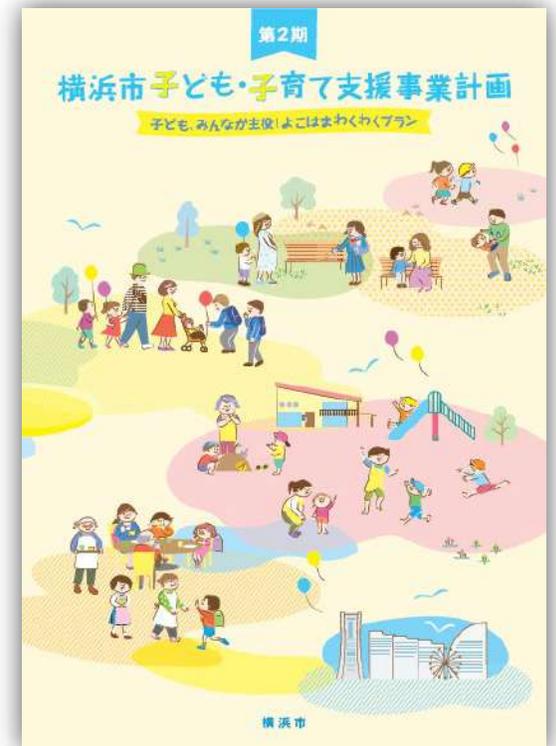
# 第2期横浜市子ども・子育て支援事業計画の 点検・評価について ＜令和5年度分＞

## 1 子ども・子育て会議における点検・評価の実施について

第2期横浜市子ども・子育て支援事業計画（計画期間：令和2～6年度）を着実に推進していくため、子ども・子育て会議において、各施策・主要事業等の実施状況について、毎年度、点検・評価を行います。

## 2 点検・評価の実施方法

点検・評価にあたっては、実績数値の評価に加えて、数値だけでは把握できない部分について、施策を推進する過程の評価や必要に応じて市民ニーズの把握等を行うこととし、次の視点から点検・評価を行います。



### 3 点検・評価の方法

#### (1) 進捗状況及び有効性に関する段階評価

##### ○進捗状況

指標や想定事業量の進捗度は、原則として、令和6年度の目標等に向けて直線的に推移した場合に令和5年度に到達すべき数値※<sup>1</sup>に対する令和5年度実績の進捗率(X)を基に、4段階で評価します。  
なお、想定事業量が「推進」等により、進捗率が把握できないものについては、個別に評価します。

評価	内容
S	$X \geq 120\%$ (計画以上に進んでいる)
A	$120\% > X \geq 90\%$ (概ね計画どおりに進んでいる)
B	$90\% > X \geq 50\%$ (計画より若干遅れている)
C	$50\% > X$ (計画より大幅に遅れている)

※1：例) 計画策定時(平成30年度)が100件、令和6年度の目標値が600件の場合、令和5年度に到達すべき数値は517件となります。

##### ○有効性

各施策の主な事業・取組について、利用者、実施事業者からの意見・評価を踏まえ、当該事業・取組が市民生活等の向上にどの程度貢献したかを4段階で評価します。

評価	内容
S	市民生活等を向上させることができ、利用者、実施事業者からの評価も高い
A	市民生活等を向上させることができた
B	市民生活等を向上させることができたとは言えない
C	市民生活等を向上させることができず、利用者、実施事業者からの評価も低い

※有効性の評価にあたり、利用者や実施事業者へアンケートやヒアリング等を行っています。

## 4 点検・評価の進め方

各部会において、所掌する各施策・主な事業等に関する点検・評価を行います。  
また、総会においてとりまとめを行った後、本市ホームページ等で結果を公表します。

部会	所掌する基本施策
子育て部会	基本施策 1 及び 4 の一部、基本施策 5 ～ 9
保育・教育部会	基本施策 1 及び 4 の一部
放課後部会	基本施策 2 の一部
青少年部会	基本施策 2 の一部及び 3

## 【参考】各部会で所掌する各施策・主な事業等

第4章 施策体系と事業・取組		子育て部会	保育・教育部会	放課後部会	青少年部会
基本施策1	乳幼児期の保育・教育の充実と学齢期までの切れ目のない支援	○※1	○※2		
基本施策2	学齢期から青年期までの子ども・青少年の育成施策の推進			○※3	○※4
基本施策3	若者の自立支援施策の充実				○
基本施策4	障害児への支援の充実	○※5	○※6		
基本施策5	生まれる前から乳幼児期までの一貫した支援の充実	○			
基本施策6	地域における子育て支援の充実	○			
基本施策7	ひとり親家庭の自立支援／配偶者等からの暴力（DV）への対応と未然防止	○			
基本施策8	児童虐待防止対策と社会的養護体制の充実	○			
基本施策9	ワーク・ライフ・バランスと子ども・青少年を大切にする地域づくりの推進	○			

※1 病児保育

※3 放課後施策、プレイパーク

※5 障害児施策全般

※2 保育・教育全般

※4 放課後施策、プレイパーク除く

※6 障害児保育・教育

## 第2期横浜市子ども・子育て支援事業計画の点検・評価について <令和5年度分>

### 【基本施策2】学齢期から青年期までの子ども・青少年の育成施策の推進

#### <指標の進捗>

No.	指標	計画策定時 (H30年度)	R6年度	実績 ※各年度の年度末時点				R5年度 進捗状況	所管課
				R2年度	R3年度	R4年度	R5年度		
2	青少年関連施設・事業利用者及び体験活動等の延べ参加者数	676,360人/年	692,323人/年	236,684人/年	334,378人/年	500,142人/年	550,488人/年	B	青少年育成課

#### <これまでの主な取組>

3	令和5年5月に、新型コロナが感染症法上5類となり、感染防止策としての施設の利用、宿泊の制限が撤廃されたことから、徐々に通常に近い形で、青少年関係施設の運営や事業を実施し、子どもの声を聴く取組をしながら青少年の交流や体験活動の機会を提供することができたため、計画を若干下回る程度に回復しました。また、高校生世代の居場所や相談先を見つける横浜市情報サイト「ふぁんみっけ」について、SNSを活用した広報を行いました。
---	---

#### <今後の取組の方向性>

4	引き続き、青少年の居場所や多様な体験機会の提供により、子ども・青少年の社会性や協調性、主体性等を育み、社会参画に向かう力を養います。また、プログラムの充実を図り、体験活動の参加者数の増に繋がります。 青少年の地域活動拠点づくり事業については、青少年部会でのご意見を踏まえ、子どもの声を聴く取組を実施するとともに、利用者の増に向け、広報を強化していきます。また、「ふぁんみっけ」のさらなる周知を図るため、SNS等を活用して利用者に届くよう広報等を工夫します。
---	---

第2期横浜市子ども・子育て支援事業計画の点検・評価について <令和5年度分>

【基本施策2】学齢期から青年期までの子ども・青少年の育成施策の推進

<主な事業・取組>

No.	事業・取組名	想定事業量	実績 ※各年度の年度末時点						R5年度		備考	R5年度 予算額 (千円)	所管課	
			計画策定時 (H30年度)	R6年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	進捗 状況	有効性				
2	青少年の地域活動拠点づくり事業	地域活動拠点の設置数	6か所(累計)	12か所(累計)	7か所(累計)	7か所(累計)	7か所(累計)	7か所(累計)	7か所(累計)	B	A		134,665	青少年育成課
3	子ども・青少年の体験の推進	自然・科学体験等プログラム実施回数	4,081回/年	4,250回/年	1,745回/年	2,153回/年	3,213回/年	3,532回/年	3,532回/年	B	A		389,602	青少年育成課
5	青少年育成に係る人材育成等の取組	研修会等参加人数	9,922人/年	33,173人(5か年)	4,593人/年	10,947人(2か年)	17,828人(3か年)	25,332人(4か年)	25,332人(4か年)	A	A		298,455	青少年育成課
6	青少年育成に係る広報・啓発の実施	-	(実施)	(推進)	青少年を対象にヒアリング調査を実施	高校生世代を対象とした相談機関の紹介ポータルサイトの開設(「ふあんみつけ」)	サイトの運用及び広報啓発	SNSでのサイト周知及び啓発動画の作成		B	A		1,700	青少年育成課

## 第2期横浜市子ども・子育て支援事業計画の点検・評価について <令和5年度分>

### 【基本施策3】若者の自立支援施策の充実

#### <指標の進捗>

No.	指標	計画策定時 (H30年度)	R6年度	実績 ※各年度の年度末時点				R5年度 進捗状況	所管課
				R2年度	R3年度	R4年度	R5年度		
1	若者自立支援機関における自立に向けて改善がみられた人数	1,038人/年	1,800人/年	1,080人/年	1,516人/年	1,703人/年	1,759人/年	A	青少年育成課 青少年相談センター
2	寄り添い型生活支援事業の利用により生活習慣に改善がみられた子どもの人数	160人(累計)	1,547人(累計)	482人(累計)	697人(累計)	901人(累計)	1,158人(累計)	B	青少年育成課

#### <これまでの主な取組>

1	若者自立支援機関(青少年相談センター、地域ユースプラザ、若者サポートステーション)における若者の自立に向けた相談支援や居場所の提供、社会体験・就労体験プログラムなどを通じて、本人の状態に応じた支援に取り組み、80%の方に状態の安定・改善が見られました。
2	よこはま型若者自立塾においては、令和5年度からの事業内容を見直し、一定の支援期間を定めたくえて効果を図る事業としました。令和5年度からは、運営法人が変更になったことに伴い、新たに利用者を募集するとともに、関係機関等との新たな関係を構築しながら利用者をつなげてもらう必要が生じました。そのため、利用者数については、目標には届きませんでした。一方、本人が希望する次の進路を目指せるよう、座学や体力づくり、体験活動などを通じて、自分のありたい姿を支援者と利用者がともに設計することで、82%の方に自立に向けた改善が見られました。
3	来所や電話でつながりにくい若者からの相談を受け付けるため、LINE相談窓口を令和5年9月に開設しました。39歳までの方とご家族などを対象に、毎日14～21時の間、専門の相談員がLINEチャットによる相談を実施しました。
4	生活困窮状態にあるなど、養育環境に課題があり、支援を必要とする家庭に育つ小・中学生等に対し、生活・学習習慣(簡単な調理、歯磨き、宿題など)の習得のための支援を行う寄り添い型生活支援事業を、18区21か所で実施しました。 また、支援者を対象とした研修を実施し、支援者のスキル向上と支援内容の標準化に取り組みました。
5	ヤングケアラーを見守り、支える環境づくりを進めるため、特設サイトの開設や小学4年生以上の生徒への相談カード配付等の広報・啓発を行うとともに、関係機関向けの研修を実施しました。また、ヤングケアラー本人の負担軽減を図るため、ピアサポートやオンラインサロンを実施する2団体へ立ち上げ及び運営費用の補助を行いました。
6	青少年相談センター及び地域ユースプラザにおいて、利用者(本人・家族)からの意見を聞くため「利用者アンケート」を実施しました。アンケート結果では、90%以上の利用者が「満足」「やや満足」と回答されています。また、いただいた意見をプログラム内容に反映させるなど、支援の充実に取り組んでいきます。

<今後の取組の方向性>

1	困難を抱える若者への支援として、引き続き、若者自立支援機関等における本人の状態に応じた支援を行います。 また、新たに不登校・ひきこもり経験等のある当事者をピアサポーターとして委任し、相談支援への協力、各種研修会での体験談発表等を行うピアサポーター事業を実施します。
2	来所や電話でつながりにくい子ども・若者が気軽に相談できるよう、身近なツールであるSNSを活用した相談を年末年始を含め毎日実施します。
3	寄り添い型生活支援事業については、支援を必要とする家庭に育つ、より多くの小・中学生等が安定的・継続的に生活習慣の習得ができるよう、支援の充実に向けた調査・検討を実施します。 また、狭小や老朽化等のため、一部の事業所(3か所)を移転します。
4	子ども・若者が気軽に相談できるようにするため、「よこはま子ども・若者相談室」の相談メニューの一つとして、新たにヤングケアラーに関するSNS相談を開始します。

第2期横浜市子ども・子育て支援事業計画の点検・評価について <令和5年度分>

【基本施策3】若者の自立支援施策の充実

<主な事業・取組>

No.	事業・取組名	想定事業量	計画策定時 (H30年度)	実績 ※各年度の年度末時点					R5年度		備考	R5年度	所管課
				R6年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	進捗 状況	有効性		予算額 (千円)	
1	青少年相談センター事業	実利用人数	819人/年	820人/年	887人/年	988人/年	1,064人/年	997人/年	S	S		61,687	青少年相談センター
2	地域ユースプラザ事業	実利用人数	952人/年	1,210人/年	722人/年	868人/年	884人/年	916人/年	B	S	利用者の91%について、状態が安定・改善している。また、利用者アンケートを回答した90%以上の方が「満足」「やや満足」と回答している。	136,081	青少年相談センター
3	若者サポートステーション事業	実利用人数	1,639人/年	1,740人/年	1,294人/年	1,206人/年	1,299人/年	1,302人/年	B	S	利用者の63%について、状態が安定・改善している。また、利用者アンケートに回答した90%以上の方が「大いに満足」「満足」「まあ満足」と回答している。	46,565	青少年育成課
4	生活困窮状態の若者に対する相談支援事業	実利用人数	444人/年	560人/年	421人/年	480人/年	621人/年	590人/年	A	A	利用者の87%について、状態が安定・改善している。	103,337	青少年育成課
5	よこはま型若者自立塾	実利用人数	65人/年	130人/年	81人/年	71人/年	95人/年	22人/年	C	S	令和5年度事業利用終了者の95%が安定・改善している。また、利用者アンケートを回答した80%以上の方が利用して良かったと回答している。	25,416	青少年育成課
6	寄り添い型生活支援事業	実施か所数	12か所	23か所	17か所	20か所	21か所	21か所	A	S	令和5年度事業利用者の約9割に改善が見られた。事業者が集まったの連絡会を独自に開催したり、施設見学をしたり、事業へ高い関心を持ってきている。利用者からは第三の居場所としての認識があり、登録者も増えてきている。	341,456	青少年育成課

<主な事業・取組>

No.	事業・取組名	想定事業量	計画策定時 (H30年度)	R6年度	実績 ※各年度の年度末時点				R5年度		備考	R5年度	所管課
					R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	進捗 状況	有効性		予算額 (千円)	
7	寄り添い型学習支援事業	-	受入枠:950人	(推進)	受入枠:1,200人	受入枠:1,200人	受入枠:1,200人	受入枠:1,200人	A	A		309,188	健康福祉局生活支援課
8	青少年の地域活動拠点づくり事業(基本施策2の再掲)	地域活動拠点の設置数	6か所(累計)	12か所(累計)	7か所(累計)	7か所(累計)	7か所(累計)	7か所(累計)	B	A		134,665	青少年育成課
9	身近な地域に出向いた相談等の実施	実施回数	485回/年	600回/年	479回/年	620回/年	622回/年	695回/年	A	S	18区で実施した「ひきこもり等困難を抱える若者支援セミナー・相談会」のアンケートでは、「満足」「やや満足」と回答の方が99%と高く、特にひきこもりから回復した方の経験談が好評を得た。	-	青少年相談センター
10	若者自立支援に係る人材育成、関係機関支援及びネットワーク構築	実施回数	121回/年	180回/年	234回/年	391回/年	439回/年	366回/年	S	S		-	青少年相談センター

7

すべての子ども・  
若者の健全  
育成の推進事業内容

地域の環境づくりをはじめ、団体支援や青少年関係施設の運営等により、すべての子ども・若者の健全育成の推進に取り組みます。

**1 青少年を育む地域の環境づくり<拡充>****1億7,622万円 (1億8,431万円)**

- (1) 社会環境改善事業  
青少年指導員等と連携し、青少年が安心して過ごすことのできる環境づくりに取り組みます。  
高校生世代を中心とした青少年の居場所や相談先をみつける横浜市情報サイト「ふあんみつけ」を運営し、青少年に相談機関・居場所に関する情報を提供します。
- (2) (公財) よこはまユース青少年事業費補助  
青少年活動の支援や人材育成等を行う「よこはまユース」に対し、補助を行います。  
ア 人材育成事業  
地域で青少年と関わる人材の育成を目的に、青少年を取り巻く課題をテーマにした講座へ講師派遣等を行います。  
イ 活動支援事業  
地域団体等へ活動内容の助言やコーディネート等を行います。  
ウ 青少年の体験活動等の普及・啓発事業  
関係団体と協働し、体験活動などの機会を提供するほか、体験活動の事例収集・発信を行います。

**(3) 青少年の地域活動拠点づくり事業<拡充>**

- ア 青少年の地域活動拠点づくり事業  
中・高校生世代を中心とした青少年が安心して気軽に集い、仲間や多世代との交流、社会参加プログラム等の体験活動の機会を提供する、青少年の地域活動拠点を7か所で開催します。  
また、こども基本法の趣旨を踏まえ、ワークショップ等により、青少年の声を聞き、事業に反映します。
- イ 青少年の交流・活動支援事業  
青少年の居場所や活動の場の提供など、青少年の健やかな成長を支援し、社会参画に向かう力を育成します。



【青少年の地域活動拠点の活動】

- (4) 道志村自然体験推進事業  
青少年の自然体験活動の機会の充実と、道志村と横浜市との友好交流の機会を促進するため、道志村における青少年の自然体験活動を推進します。  
ア 18歳以下の横浜市民を対象に、道志村内キャンプ場の施設使用料助成等を行います。  
イ 道志村の児童を対象に、1泊2日で横浜市への受入れを行います。

**2 青少年育成に携わる団体等の支援****443万円 (476万円)**

- (1) 地域における青少年育成に向けた、青少年指導員の活動支援  
ア 委嘱人数  
2,409人 (令和6年4月1日現在)  
イ 活動内容  
青少年健全育成のための交流・体験活動の提供、社会環境健全化に向けた活動、研修・啓発
- (2) 少年5団体 (横浜市子ども会連絡協議会、ボーイスカウト横浜市連合会、ガールスカウト横浜市連絡協議会、横浜海洋少年団、横浜市健民少年団) や非行防止活動等を行う横浜市保護司会協議会への補助

**3 青少年関係施設の運営等****7億1,815万円 (7億5,361万円)**

- (1) 青少年の健全育成を図るため、青少年の自然・科学体験、指導者等の研修等を行う青少年施設・野外活動施設等の管理運営を行います。  
○所管施設 : 横浜こども科学館、横浜市野島青少年研修センター、横浜市青少年育成センター  
横浜市青少年野外活動センター (三ツ沢公園、くろがね、こども自然公園)
- (2) 平成27年度に廃止した青少年交流センターについて建物解体工事を行います。(5年度へ)

**4 横浜市子ども・若者支援協議会の運営****68万円 (68万円)**

「子ども・若者育成支援推進法」に基づき、すべての子ども・若者が、他者と交流する中で、自己肯定感を持ち成長できる社会を目指して「横浜市子ども・若者支援協議会」を運営し、こども青少年施策について協議します。

8

困難を抱える  
子ども・若者の  
自立支援の充実

本年度	千円	817,553
前年度		764,837
差引		52,716
本年度の 財源内訳	国	268,554
	県	1,658
	その他	3,484
	市費	543,857



【地域ユースプラザの活動】

## 事業内容

青少年相談センター、地域ユースプラザ及び若者サポートステーションを中心に、困難を抱える子ども・若者の自立支援施策の充実に取り組みます。また、養育環境に課題がある家庭に育つ小・中学生等に対し、生活・学習習慣の習得のための支援を実施します。

### 1 青少年相談センターにおける相談・支援事業<拡充> **特集4** 6,106万円 (6,169万円)

青少年及びその保護者を対象とした総合相談や社会参加に向けた継続支援や若者支援を担う人材の育成に取り組みます。また、新たに不登校・ひきこもり経験等のある当事者をピアサポーターとして委任し、相談支援への協力、各種研修会での体験談発表等を行う「ピアサポーター事業」を実施します。

- (1) 個別相談・支援（電話、来所、訪問）
- (2) 集団支援（グループ活動、宿泊体験、家族支援等）
- (3) 社会参加体験事業（販売体験、作業体験等）
- (4) 関係機関等との連携促進及び若者支援者への研修等

### 2 地域ユースプラザ事業 **1億3,669万円 (1億3,608万円)**

地域において不登校やひきこもり状態などにある青少年の自立を支援する「地域ユースプラザ」（運営か所4か所）の事業費を補助します。

### 3 若者サポートステーションにおける相談・支援 **1億1,962万円 (1億1,990万円)**

職業的自立に向けた相談支援等を行う若者サポートステーションの事業費を補助するとともに生活困窮状態にある若者に対する支援を委託により実施します。（継続3か所（サテライト含む））

#### ○事業内容

- (1) 職業的自立に向けた個別相談、セミナー、就労訓練
- (2) 高等学校等出張相談

### 4 困難を抱える若者に対するSNS相談事業(よこはま子ども・若者相談室)<拡充> **6,949万円 (3,000万円)**

来所や電話相談につながりにくい子どもや若者が気軽に相談できるよう、身近なツールであるSNSを活用した相談を年末年始を含め毎日実施します。

友人関係や進学・就職、ひきこもりに関することなど、様々な悩みごとに心理カウンセラー等の専門の相談員が対応します。また、必要に応じて青少年相談センターの直接支援につなげます。

### 5 ヤングケアラー支援事業<拡充> **特集4** 4,688万円 (4,130万円)

ヤングケアラーの様々な負担の軽減を図るため、ピアサポートやオンラインサロンを実施する団体に補助をするとともに、新たにSNS相談を、よこはま子ども・若者相談室の相談メニューとして実施します。

ヤングケアラーを見守り、支える環境づくりを進めるため、広く市民に向けた広報・啓発や関係機関向けの研修を実施するとともに、新たに庁内及び関係機関との支援体制を構築します。

### 6 寄り添い型生活支援事業<拡充> **特集4** 3億5,214万円 (3億4,146万円)

保護者の疾病や生活困窮状態にあるなど養育環境に課題があり、支援を必要とする家庭に育つ小・中学生等に対し、家庭の状況にかかわらず、子ども一人ひとりがいきいきと学び、自立した生活を送れるようにすることを目的に、生活支援等を事業委託により実施します。また、狭小や老朽化等のため一部の事業所を移転します（3か所）<社会福祉基金を活用>。そのほか、支援の充実に向けた調査・検討を実施します。（18区21か所）

### 7 よこはま型若者自立塾 **2,267万円 (2,542万円)**

不登校、ひきこもり状態にあった若者などを対象に、本人の希望に沿った自立や生活スタイルの確立を目的として、低下した体力の回復、生活リズムの立て直し及び他人との関わり方の習得等に係る支援事業を補助により実施します。また、生活困窮状態にある若者に対する支援を事業委託により実施します。

### 8 就職氷河期世代相談サポート付集中プログラム事業 **900万円 (900万円)**

国の「地域就職氷河期世代支援加速化交付金」を活用し、就職氷河期世代の方の就職意欲の向上及び就労に資する能力伸長のための「3か月間長期プログラム」、「受講期間中の定期的な面談」及び「受講後の進路調整」を一体的に実施する事業を委託により行います。

## 「横浜市こども・子育て基本条例」の制定

資料5

○R6年第2回市会定例会において、議員提案により「横浜市こども・子育て基本条例」の制定について議案が提出され、6月5日に議決されました。

○こども・子育てについて基本理念を定め、市の責務並びに市民、事業者及び学校等の関係者の役割を明らかにするとともに、こども・子育てに関する施策の基本事項を定めることにより、その施策を総合的に推進し、こどもと子育てに優しい都市横浜の実現に寄与することを目的としています。

○前文及び全15条で構成

○施行日：令和7年4月1日

# 「横浜市こども・子育て基本条例」の制定

## 主な条文の内容

条項	概要
第4条 (こどもの意見の尊重等)	全てのこどもは、年齢及び発達に応じて意見を表明する機会及び多様な社会活動に参画する機会が確保される
第5条 (市の責務)	市は、こども・子育て施策の総合的な推進、施策へのこどもの意見を表明する機会の確保と反映、学校教育等へのこどもの参加の環境整備、こども・子育て関連分野でのこどもの視点の重視に努める
第6条 (市民・事業者の役割)	市民・事業者は、こどもとの対話の機会の確保、居場所づくりその他の必要な配慮を行うよう努める
第9条 (子育て支援)	市は、こども・子育てに関する施策を、妊娠の段階から切れ目なく総合的に進める
第12条 (体制の整備)	市は、こどもの意見表明の機会を確保し、その意見を施策に反映させるために必要な体制の整備に努める
第14条 (市会への報告)	市長は、施策へのこどもの意見の反映の状況等について、毎年市会に報告し、公表する

## ○横浜市子ども・子育て会議条例

## (設置)

第1条 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号。以下「支援法」という。)第72条第1項、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号。以下「認定こども園法」という。)第25条等の規定に基づき、横浜市子ども・子育て会議(以下「子育て会議」という。)を置く。

## (所掌事務)

第2条 子育て会議は、次に掲げる事務を行うものとする。

- (1) 支援法第72条第1項各号に掲げる事務を処理すること。
  - (2) 認定こども園法第17条第3項、第21条第2項及び第22条第2項並びに横浜市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例(平成26年9月横浜市条例第46号)第4条の規定によりその権限に属させられた事項を調査審議すること。
  - (3) その他支援法第6条第1項に規定する子ども等に係る施策に関し市長が必要と認める事項を調査審議すること。
- 2 支援法第61条第1項の規定に基づく市町村子ども・子育て支援事業計画は、次世代育成支援対策推進法(平成15年法律第120号)第8条第1項の規定に基づく市町村行動計画と一体のものとして策定し、及び評価するため、子育て会議は、当該市町村行動計画の策定及び当該市町村行動計画の実施状況に係る評価についての調査審議を併せて行うものとする。

## (組織)

第3条 子育て会議は、委員20人以内をもって組織する。

- 2 委員は、支援法第7条第1項に規定する子ども・子育て支援に関し学識経験のある者その他市長が必要と認める者のうちから、市長が任命する。

## (委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 委員は、再任されることができる。

## (臨時委員)

第5条 市長は、子育て会議に特別の事項を調査審議させるため必要があると認めるときは、臨時委員若干人を置くことができる。

- 2 臨時委員は、市長が必要と認める者のうちから市長が任命する。
- 3 臨時委員の任期は、当該特別の事項に関する調査審議が終了したときまでとする。

(委員長及び副委員長)

第6条 子育て会議に委員長及び副委員長1人を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選によって定める。
- 3 委員長は、子育て会議を代表し、会務を総理し、会議の議長となる。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 子育て会議の会議は、委員長が招集する。ただし、委員長及び副委員長が選出されていないときは、市長が行う。

- 2 子育て会議は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。
- 3 子育て会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(部会)

第8条 子育て会議に、部会を置くことができる。

- 2 部会は、委員長が指名する委員又は臨時委員をもって組織する。
- 3 部会に部会長を置き、委員長が指名する。
- 4 部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、委員長の指名する部会の委員が、その職務を代理する。
- 5 第6条第3項の規定は部会長の職務について、前条(第1項ただし書を除く。)の規定は部会の会議について、それぞれ準用する。この場合において、第6条第3項並びに前条第1項本文及び第3項中「委員長」とあるのは「部会長」と、第6条第3項及び前条中「子育て会議」とあるのは「部会」と、同条第2項及び第3項中「委員」とあるのは「部会の委員」と読み替えるものとする。

(関係者の出席等)

第9条 委員長又は部会長は、それぞれ子育て会議又は部会において必要があると認めるときは、関係者の出席を求めてその意見若しくは説明を聴き、又は関係者から必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第10条 子育て会議の庶務は、こども青少年局において処理する。

(委任)

第 11 条 この条例に定めるもののほか、子育て会議の運営に関し必要な事項は、委員長が子育て会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

(委員の任期の特例)

2 第 3 条第 2 項の規定により平成 27 年 4 月 1 日に任命される委員の任期は、第 4 条第 1 項本文の規定にかかわらず、同日から平成 28 年 10 月 31 日までとする。

附 則(平成 26 年 9 月条例第 59 号)

(施行期日)

1 この条例は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律(平成 24 年法律第 66 号)の施行の日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

2 横浜市子ども・子育て会議条例第 1 条に規定する子育て会議は、この条例の施行の日前においても、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律による改正後の就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成 18 年法律第 77 号)第 17 条第 3 項の規定によりその権限に属させられる事項について、この条例による改正後の横浜市子ども・子育て会議条例の規定の例により、調査審議することができる。

附 則(平成 27 年 2 月条例第 12 号) 抄

(施行期日)

1 この条例は、子ども・子育て支援法(平成 24 年法律第 65 号)の施行の日から施行する。ただし、附則を附則第 1 項とし、同項に見出しを付し、附則に 1 項を加える改正規定は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(令和 5 年 3 月条例第 7 号)

この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

## 横浜市子ども・子育て会議運営要綱

制定 平成 27 年 3 月 5 日 こ企第1019号（局長決裁）  
 最近改正 平成 30 年 8 月 1 日 こ企第142号（局長決裁）

（趣旨）

第1条 この要綱は、横浜市子ども・子育て会議条例（平成 25 年 3 月横浜市条例第 18 号。以下「条例」という。）に基づき設置される、横浜市子ども・子育て会議（以下「子育て会議」という。）の組織、運営その他必要な事項について定めるものとする。

（部会）

第2条 子育て会議は、条例第8条に基づき次の左欄に掲げる部会を置き、右欄に掲げる事項を調査審議する。

部会の名称	調査審議事項
子育て部会	1 横浜市子ども・子育て支援事業計画の調査審議に関する事（条例第2条第1項第1号及び第2条第2項関係）
保育・教育部会	1 横浜市子ども・子育て支援事業計画の調査審議に関する事（条例第2条第1項第1号及び第2条第2項関係） 2 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の確認及び利用定員の設定に関する事（条例第2条第1項第1号関係） 3 幼保連携型認定こども園の認可等に関する事（条例第2条第1項第2号関係） 4 幼保連携型認定こども園の整備費補助対象の審査に関する事（条例第2条第1項第3号関係） 5 幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定に関する事（条例第2条第1項第3号関係） 6 幼稚園・認定こども園預かり保育事業の認定先の審査に関する事（条例第2条第1項第3号関係） 7 幼稚園2歳児受入れ推進事業実施園の審査に関する事（条例第2条第1項第3号関係） 8 子ども・子育て支援法に係る支給認定、利用者負担額等に関する事（条例第2条第1項第3号関係）
放課後部会	1 横浜市子ども・子育て支援事業計画の調査審議に関する事（条例第2条第1項第1号及び第2条第2項関係）
青少年部会	1 横浜市子ども・子育て支援事業計画の調査審議に関する事（条例第2条第1項第1号及び第2条第2項関係）

2 部会は、必要に応じ部会長が招集する。

3 保育・教育部会における次の事項の決定は、子育て会議の決定とみなす。ただし、次回の子育て会議に報告しなければならない。

- (1) 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用定員の設定に関する事（条例第2条第1項第1号関係）
- (2) 幼保連携型認定こども園の認可等に関する事（条例第2条第1項第2号関係）
- (3) 幼保連携型認定こども園の整備費補助対象の審査に関する事（条例第2条第1

項第3号関係)

- (4) 幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定に関する事(条例第2条第1項第3号関係)
- (5) 幼稚園・認定こども園預かり保育事業の認定先の審査に関する事(条例第2条第1項第3号関係)
- (6) 幼稚園2歳児受け入れ推進事業実施園の審査に関する事(条例第2条第1項第3号関係)

(委員長又は部会長の専決事項)

第3条 委員長は、軽易又は急施を要する事項で、子育て会議を招集する暇がないときは、これを専決できる。ただし、次の子育て会議に報告しなければならない。

- 2 第1項の規定は、第2条第3項について、部会長に準用する。この場合において、第1項中「委員長」とあるのは「部会長」と、第1項中「子育て会議」とあるのは「部会の会議」と読み替えるものとする。

(会議の公開)

第4条 横浜市に保有する情報の公開に関する条例(平成12年2月横浜市条例第1号)第31条の規定により、子育て会議(部会の会議を含む。)については、一般に公開するものとする。ただし、委員の承諾があれば、会議の一部又は全部を非公開とすることができる。

(意見の聴取等)

第5条 委員長は、子育て会議の運営上必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くほか、資料の提出その他必要な協力を求めることができる。

- 2 第1項の規定は、部会長に準用する。この場合において、第1項中「委員長」とあるのは「部会長」と、第1項中「子育て会議」とあるのは「部会の会議」と読み替えるものとする。

(守秘義務)

第6条 委員及び臨時委員は、職務上知り得た秘密をもらしてはならない。その身分を失った後も同様とする。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、運営に必要な事項は、委員長が子育て会議に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年11月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年8月1日から施行する。

# 「横浜青年館 M-base 南区青少年の地域活動拠点」 リニューアルオープン イベントを開催します

横浜市では、中・高校生世代を中心とした青少年が気軽に集い、仲間や異世代との交流や、社会参加プログラム等の体験の機会を提供し、青少年の社会参画に向かう力を育むことを目的とし、青少年の地域活動拠点を市内7か所で実施しています。

このたび、南区青少年の地域活動拠点が新規運営団体により、「横浜青年館 M-base (エムベース) 南区青少年の地域活動拠点」としてリニューアルオープンします。交流スペースを活用して様々な市民活動の場としてご利用いただくことができます。

リニューアルオープンにあたり、令和6年5月11日(土)にオープニングイベントを実施します。どなたでも参加できますので、ぜひお越しください！

## オープニングイベント 概要

- 日時  
令和6年5月11日(土) 13時～15時
- 場所  
横浜市南区睦町1-15-15
- イベント内容
  - ◇青年館内の内覧会(利用登録も可)
  - ◇世界のお茶・お菓子販売などの飲食ブース
  - ◇ダンス・バルーンのステージ発表
  - ◇楽器体験ブース、創作・マンガプログラムのワークショップなど
- 参加方法  
事前の申込みは不要ですので、直接会場にお越しください。



市営地下鉄  
吉野町駅から  
徒歩5分

### 【施設の概要】

- 所在地／横浜市南区睦町1-15-15(地下鉄ブルーライン吉野町駅下車徒歩5分)
- 設置／横浜市
- 運営団体／特定非営利活動法人(NPO)教育支援協会南関東
- 施設概要／横浜青年館のレンタルスペース利用
  - ーレンタルスペース、貸倉庫、音楽・ダンス練習 等
  - 青少年の居場所
  - ーフリースペース、地域・交流イベント 等
  - 青少年の活動プログラム
  - ー青少年によるクラブ活動、学習支援、放課後マンガ教室 等
- 開館時間／火・木・金 12時～21時  
水・土・日 9時～21時 ※月曜・祝日・夏季・年末年始は休館

### お問合せ先

こども青少年局青少年育成課長 森脇 美也子 Tel 045-671-2297

南区青少年の地域活動拠点

# 横浜青年館 M-base

青少年が地域に関心をもち、地域を好きになる

地域全体が青少年の育成を応援したくなる

そんな活動拠点に生まれ変わります

2024 5/11 SAT.

13:00~15:00

リニューアルオープンイベント開催～  
RENEWAL OPEN

## イベントの詳細

- ◆ 喫茶・お菓子販売などの飲食ブース
- ◆ だがし屋、おもちゃ販売ブース
- ◆ 楽器体験ブース
- ◆ ダンスなどのステージ発表
- ◆ 館内の内覧会（利用登録もできます！）
- ◆ 創作・マンガプログラムのワークショップ などなど

リニューアルした青年館に  
お気軽にお集まりください☆  
どなたでもご参加いただけます！！

※事前申し込み不要

青少年

だけど？

応援  
したい！

を

と

地域

つながり  
たい！

南区青少年の地域活動拠点

横浜青年館 M-base



横浜市南区睦町1-15-15

(地下鉄ブルーライン吉野町駅から徒歩5分)



045-711-9610



m-base@super-ykst.jp



## 青少年の地域活動拠点とは・・・

中高生世代を中心とした青少年が安心して気軽に集い、仲間や異世代との交流・社会参加プログラム等の体験の機会を提供し、青少年の社会参画に向かう力を育むことを目的としています。

また、地域や多くの方々にご利用いただくことで、活動拠点が地域に愛され皆が集う場となり、地域全体で青少年の育成を支えていくことを目指しています。

月曜	火曜	水曜	木曜	金曜	土曜	日曜
休館	12 : 00 21 : 00	9 : 00 21 : 00	12 : 00 21 : 00	12 : 00 21 : 00	9 : 00 21 : 00	9 : 00 21 : 00

- 月曜、祝日、夏季、年末年始は休館となります。
- 倉庫の出し入れについては開館時間のみ可能となります。
- 小学生だけの利用については、18 : 00までとします。

## How To Use. . .



### -レンタル-Rental

- レンタルスペース
- 貸倉庫、ロッカー
- 音楽・ダンス練習
- 調理場(パントリー)



### -プログラム-Program

- 放課後イングリッシュ
- 青少年によるクラブ活動
- 学習支援～まなびbase～
- 放課後マンガ教室



### -サービス-Service

- Free Wi-Fi
- フリースペース
- 相談
- ボランティア活動
- 地域/交流イベント



◆ 青年館のご利用については4/12(金)よりご予約開始！  
※ご予約及びご利用には事前に登録が必要です。

◆ご予約は ①電話 ②メール ③QRコードのいずれかにて



Management by  
特定非営利活動法人 (NPO)教育支援協会南関東

〈当日の写真について①〉



〈当日の写真について②〉



# 「居たい」「行きたい」「やってみたい」 こどもの居場所づくりのワークショップを開催します！

本市では、「こども基本法」や「こども大綱」の趣旨を踏まえ、こどもの意見を施策・事業に反映する取組を進めており、こども家庭庁が策定した「こどもの居場所に関する指針」においても、こどもの居場所づくりにあたり、こども・若者の視点に立ち、こども・若者の声を聴きながら居場所づくりを進めることが重要とされています。

そこで、5月にリニューアルオープンした「南区青少年の地域活動拠点 M-base (エムベース)」を会場に、こどもたちが主役のワークショップを開催することとしました。

みんなが行きたくなる居場所とはどんなところなのか意見交換し、まち探検で学んだことを踏まえて、壁やドア等へのペインティングやレイアウトの変更等をワイワイと楽しみながら行います。

夏休み終盤の一日、学校が始まっても行きたくなる居場所づくりに、ぜひ参加してください！

## ワークショップ 概要

- 日時**  
令和 6 年 8 月 19 日 (月) 9 時～15 時 30 分
- 場所**  
横浜青年館 M-base (南区青少年の地域活動拠点)  
横浜市南区睦町 1-15-15
- 参加対象**  
小学 5 年生～高校生まで
- 参加人数**  
20 名程度
- ワークショップの内容**
  - (1) 居心地の良い場所にするための意見交換
  - (2) 青年館周辺のまち探検 (イメージ作りのため)
  - (3) ペインティングや模様替え等、部屋づくりの実践
- ファシリテーター**  
藤原 徹平 (ふじわら てっぺい) 准教授  
(横浜国立大学大学院都市イノベーション研究院 都市イノベーション部門)
- 持ち物**  
飲み物、タオル、帽子、汚れても良い服装
- 参加方法**  
二次元コードから事前申込<申込期限：令和 6 年 7 月 26 日 (金) 17 時>
- 参加費**  
無料

**\*お昼には昼食提供を予定しています！**



案内図



藤原 徹平 准教授



**【横浜青年館 M-base（南区青少年の地域活動拠点）の概要】**

- 1 所在地／横浜市南区睦町 1-15-15（地下鉄ブルーライン吉野町駅下車徒歩 5 分）
- 2 設置／横浜市
- 3 運営団体／特定非営利活動法人（NPO）教育支援協会南関東
- 4 施設概要／○青少年の居場所
  - ・フリースペース、地域・交流イベント 等
  - 青少年の活動プログラム
    - ・青少年によるクラブ活動、学習支援、放課後マンガ教室 等
    - 横浜青年館のレンタルスペース利用
      - ・レンタルスペース、貸倉庫、音楽・ダンス練習 等
- 5 開館時間／火・木・金 12 時～21 時  
水・土・日 9 時～21 時 ※月曜・祝日・夏季・年末年始は休館

**【参考】青少年の地域活動拠点とは**

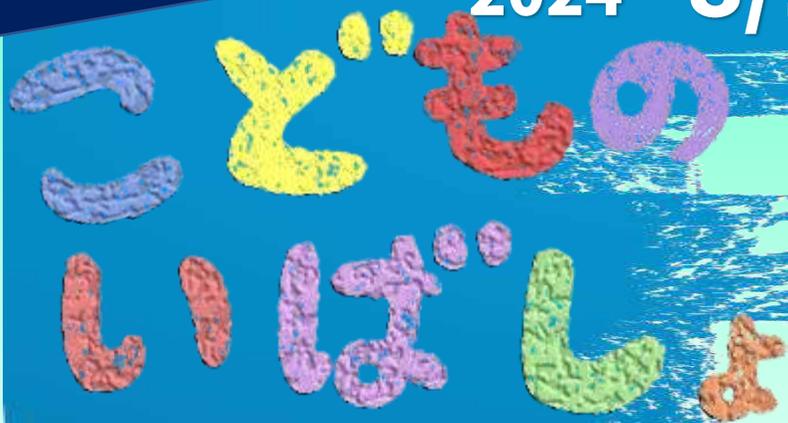
中高生世代を中心とした青少年が安心して気軽に集い、仲間や異世代との交流・社会参加プログラム等の体験の機会を提供し、青少年の社会参画に向かう力を育むことを目的としています。

※当日の取材については、8 月 13 日 17 時 15 分までに、下記お問合せ先へご連絡ください。

お問合せ先		
こども青少年局青少年育成課長	森脇 美也子	Tel 045-671-2297

キックオフイベント

2024 8/19 MON



\*\*\*\*\*子どもの居場所づくりワークショップ\*\*\*\*\*

「居たい」「行きたい」「やってみたい」  
そんな場所を一緒につくろう!



実際につくってみよう!

大学生も一緒に楽しく意見交換!

1からつくる  
じぶんたちの居場所

まち探検もあり!

※詳細は裏面をご覧ください

2024  
8/19(月)  
9:00~  
15:30頃まで

日時



横浜青年館 M-Base

# 子どもの居場所づくりワークショップとは？

自分たちにとっての「居たい場所」について仲間と話し合いながら  
“自分たちの手で居場所づくり”をします。  
今回はキックオフとして、今後も継続を検討していきます。

南区って  
どんなまち？  
こんな物  
あったらいいな  
DIY  
したい  
行きたい  
場所って  
どんな感じ？  
何色が  
いいかな？  
まちたんけん  
する？  
秘密基地  
にしたい  
ペイント  
しちゃう？！

【当日の主な内容】

- ・居心地のよい居場所についての意見交換
- ・まち探検
- ・居場所づくりの実践 など



- ◆ **日時** 令和6年8月19日（月）9時～15時30分頃まで
- ◆ **場所** 横浜青年館 M-base（南区青少年の地域活動拠点）  
横浜市南区睦町1-15-15
- ◆ **対象** 小学5年生～高校生まで ※20名程度
- ◆ **持ち物** 飲み物、タオル、帽子、汚れても良い服装
- ◆ **参加費** 無料 \*お昼には昼食提供あり！
- ◆ **主催** 横浜市こども青少年局 青少年育成課
- ◆ **協力** NPO法人教育支援協会南関東
- ◆ **ファシリテーター** 藤原 徹平（ふじわら てっぺい） 准教授  
（横浜国立大学大学院都市イノベーション研究院 都市イノベーション部門）
- ◆ **お申込み** 二次元コードから事前申込  
＜申込期限：令和6年7月26日（金）17時＞



DON'T MISS IT!



## 青少年の地域活動拠点とは

中高生世代を中心とした青少年が安心して気軽に集い、仲間や異世代との交流・社会参加プログラム等の体験の機会を提供し、青少年の社会参画に向かう力を育むことを目的としています。また、地域や多くの方々にご利用いただくことで、活動拠点が地域に愛され皆が集う場となり、地域全体で青少年の育成を支えていくことを目指しています。

